

東大和市職員定数条例の一部を改正する条例

東大和市職員定数条例（昭和39年条例第34号）の一部を次のように改正する。

第1条中「教育長及び」を削る。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第1条の規定は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例により教育長が在職する間は適用せず、改正前の第1条の規定は、なおその効力を有する。